

水道技術プロモーションハブにおける情報発信にかかる展示物募集要項

1 目的

大阪市水道局では、開発途上国が抱える水問題の解消に向けた支援に取り組んでおり、その一環として、来阪する海外事業者等の職員に対して、当局の施設を活用して日本の水道技術に関する情報を発信するとともに、当局の施設に「水道技術プロモーションハブ」（以下、「プロモーションハブ」という。）としての機能を新たに付加して、海外の水道改善に資する民間企業の設備、機材等に関する情報を当該海外事業者のニーズに即して提供することによって、民間企業との協働により開発途上国における水道の普及・改善にかかる案件形成を促進していくこととしています。

プロモーションハブとは、開発途上国の水道改善を促進するため、民間企業の保有する製品・技術に関する情報提供を行い、海外事業者の課題解決ニーズとその解決に資する製品・技術をつなぐ機能で、模型・パネルの展示、動画によるPR等から成る展示型と体験型研修センターのフィールドを活用して実施する実演型の2種類のPRを実施することとしています。

展示型情報発信としては、当局体験型研修センターの機械電気棟2階に、海外の水道改善に資する設備、機材や技術を紹介する常設型の展示コーナー（仮称：Aquatic Osaka）を設けることとしており、同展示コーナーに展示する展示物について、展示を希望する事業者を募集します。

2 募集する展示物

展示コーナーに設置する展示物として、以下の3種を募集します。

- ①製品・模型：各種水道技術に関する製品現品もしくはその模型（その概要、特長等を説明するためのパネル、動画を含む）
- ②パネル用ポスター：水道に関連する各種技術、製品の概要・特長を紹介するポスター資料
- ③閲覧用動画：水道に関連する各種技術、製品の概要・特長を紹介する動画

今回募集する展示物は、水道が普及していない又は普及されているが、無収水率が高い、施設、設備の運転・維持管理が適切にできていない、水質が飲用に適さない状況にあるなど、開発途上国の水道が抱える様々な課題解決に資する技術に関するものとします。

展示内容が重複しないよう、別紙-1に示すカテゴリーを設定します。

製品・模型については、別紙-1に示す大カテゴリーの2～6を対象とし、パネル用ポスター、閲覧用動画については、別紙-1に示す大カテゴリーの1～6を対象とします。

製品・模型、パネル用ポスター、閲覧用動画のいずれにおいても、単なる企業PRや募集カテゴリーに合致しない展示の申込みについては受け付けません。

なお、今回、募集する展示物については、開発段階のものではなく、技術的に確立したものを対象としているため、以下のいずれかの条件を満たすものとします。

- a. 国内外において販売／適用実績があること
- b. 国内外において販売／適用実績のある製品・技術を組み合わせることにより構成されたものであること
- c. 国内外において販売／適用実績のある製品・技術を改良したものであること

3 募集する展示物の数

- (1) 製品・模型 18点程度

(想定展示数)

取・浄水施設：7点程度、送・配水施設：4点程度、
機械・電気設備及び計装設備：4点程度、給水装置：3点程度
(カテゴリーの分類については、別紙-1を参照)

※上記カテゴリー毎の展示数については、応募の状況により増減する場合があります。

- (2) パネル用ポスター 各社それぞれ1点まで

(製品・模型で選定された企業は対象外)

- (3) 閲覧用動画 別紙-1に示す中カテゴリー毎に各社それぞれ1点まで

4 展示場所

大阪市水道局体験型研修センター機械電気棟2階

(所在地：大阪市東淀川区柴島3-11-94)

(1) 展示場所の概要

- ・ 平面図：別紙-2のとおり
- ・ 仕様・設備；

床荷重	300 kg/m ²
天井高	203cm
搬入間口	W106 cm×H200 cm
エレベータ	なし
床仕様	タイルカーペット
電力	100Vのコンセントが使用可能ですが、詳細は当局との協議に

	よります。
給排水設備	なし

(2) 展示するスペース

ア 製品・模型

- ・ 1社あたり 1.8m×1m程度のスペースを標準とします。但し、出展希望の状況により、調整を行う場合があります。
- ・ スペース内であれば、製品・模型、パネル、動画用モニタなど自由に展示可能です。
- ・ 展示位置はコンセント使用の有無などを考慮し、当局で決定します。

イ パネル用ポスター

展示コーナーの壁面及びコーナー内に設置したパーティションに掲示します。

ウ 閲覧用動画

当局にて準備するタブレットに保存し、当局が展示コーナーに設置したモニタで視聴します。

5 展示物の造作等

(1) 製品・模型

- ・ 製品・模型の造作、展示場所への搬入、設置、装飾、展示期間中のメンテナンスは出展者の責任で実施してください。
- ・ 製品・模型の展示にあたっては、その概要を説明するパネル、動画などを併せて展示してください。パネル、動画を展示する場合に必要な備品、機器（パネルフレーム、モニター等）は出展者でご用意ください。
- ・ 説明用のパネルについては、英語で記載してください。
- ・ 動画については音声は英語の場合は日本語の字幕を、音声は日本語の場合は、英語の字幕を入れてください。
- ・ 製品・模型の説明用に展示するパネルについては、サイズ、様式は問いません。
- ・ 製品・模型の説明用に展示する動画について、長さの制限は設けませんが、限られた時間の中で見学者がその製品・技術の内容を端的に理解できるものしてください。
- ・ 製品・模型については、当局と協議の上、一時的に持ち出すことができます。
- ・ 製品・模型を置く架台については、当局が準備する机（幅 150cm×高さ 72cm×奥行 75cm 程度・耐荷重 40kg 程度：1台/社）を使用することができますが、出展者で準備することも可能です。
- ・ 机、及び架台の背面に設置するパーティション（90cm×180cm×2枚）は当局で準備します。

(2) パネル用ポスター

- ・ A1 サイズ 縦型 (841mm×594mm) で当局指定の様式 (様式-3) を用いて作成してください。
- ・ 使用言語は英語で記載してください。
- ・ 用紙はマット紙 (厚さ 110kg) を使用し、出展者で作成・カラー印刷し、当局指定場所に配送もしくは搬入してください。
- ・ パネル展示用パーテーション、及びパネルフレームは当局で準備します。

(3) 閲覧用動画

- ・ 1本当たり 10分以内で作成してください。
- ・ 使用言語は英語と日本語とし、音声は英語の場合は日本語の字幕を、音声は日本語の場合は英語の字幕を挿入してください。
- ・ ファイル形式はMP4としてください。
- ・ 作成した閲覧用動画はDVDに保存し、当局に送付してください。
- ・ 閲覧用動画再生用タブレット、モニタ (製品・模型の概要説明用を除く) は当局で準備します。

6 展示物の設置時期

展示物の設置時期は令和5年3月下旬頃とし、詳細は協議で決定します。なお、作成期間の関係上、上記の時期に設置することが困難な場合はご相談ください。

7 展示期間

- ア 展示期間は令和5年4月から令和8年3月末までの原則3年間とします。
- イ 上記展示期間 (3年) を迎える段階で、再度公募を行う予定です。その際、今回設置する展示品を再度応募することが可能です。
- ウ 上記展示期間は展示品の撤去期間を含みます。このため、次回の公募で再度応募しない場合や再度応募したが選定されなかった場合は、当該期間内に撤去をお願いします。なお、撤去時期は、令和8年3月15日～31日を予定しています。

8 展示物の所有権について

募集する展示物について、所有権は出展者に帰属します。

9 出展に要する費用

- ・ 出展スペースの使用料及び光熱費は不要とします。
- ・ ただし、展示物の作成に要する費用、製品・模型の設置、装飾、撤去及び展示期間中のメンテナンスに係る費用は、出展者の負担とします。

10 応募要件

- ① 「大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度」に登録している事業者であること
ただし、展示物の応募と同時に「大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度」に登録申請していただくことで、応募を受け付けます。
制度へのご登録については [「大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度について」](#) 参照してください。
- ② 展示コーナーの展示をきっかけに海外水道事業体と事業実施する場合は当局と連携して実施すること

11 スケジュール

・ 公募開始	令和 4 年 11 月 11 日 (金)
・ 現地見学会受付	令和 4 年 11 月 11 日 (金) ～11 月 18 日 (金) 17 時
・ 現地見学会	令和 4 年 11 月 22 日 (火) 9 時 30 分～11 時 30 分
・ 質問受付	令和 4 年 11 月 11 日 (金) ～11 月 24 日 (木) 17 時
・ 質問に対する回答	令和 4 年 11 月 25 日 (金)
・ 出展申込書提出期限	令和 4 年 12 月 8 日 (木)
・ 選定結果の通知	令和 5 年 1 月中旬
・ 協定書の締結	令和 5 年 1 月下旬
・ 展示物の搬入	令和 5 年 3 月下旬
・ 展示コーナーの開設	令和 5 年 3 月末

12 応募に関する事項

(1) 応募書類の提出

ア 提出書類

- ・ 出展申込書 (別添様式 1-1、1-2、1-3)
- ・ その他、提案内容の参考とする書類 (パンフレット等)

イ 提出部数

12 部

ウ 受付期間

令和 4 年 11 月 11 日 (金) ～令和 4 年 12 月 8 日 (木) 17 時まで

エ 提出方法

- ・ 提出期限までに「15 提出先・問い合わせ先」まで提出してください。
- ・ 提出方法は持参もしくは郵送とし、メール、FAX での提出は不可とします。
- ・ 郵送の場合は、配達までの送達記録が確認できる簡易書留等で送付してください。
- ・ 受付期限後の提出書類の変更はできません。

オ 提出に当たっての留意点

- ① 製品・模型部門、パネル用ポスター部門、閲覧用動画部門のそれぞれで申込書が異なりますので、間違いのないようにしてください。
- ② 1社で、3部門に重複して申し込んでいただくことが可能です。ただし、製品・模型部門とパネル用ポスター部門に重複応募された場合、製品・模型部門で選定された場合は、パネル用ポスター部門の展示からは除外されますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 製品・模型部門、パネル用ポスター部門については、部門内での重複応募はできません。
- ④ 閲覧用動画部門については、1社で別紙－1の中カテゴリーごとに1点の申し込みが可能です。その場合、1点ごとに出席申込書を提出してください。

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和4年11月11日(金)～令和4年11月24日(木)17時

イ 受付方法

- ・ メール本文に、担当者の連絡先、および質問事項を簡潔にまとめて記載し、受付期限までに「15 提出先・問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に送付してください。
- ・ 電子メールのタイトルは「【質問】水道技術プロモーションハブにおける情報発信にかかる展示物募集」としてください。
- ・ 口頭または電話による質問及び受付期限を過ぎた質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

- ・ 令和4年11月25日(金)に当局ホームページに掲載し、個別には回答しません。
- ・ なお、質問がない場合は掲載しません。

(3) 現地見学会

ア 見学会

日時：令和4年11月22日(火) 9時30分～11時30分

場所：当局体験型研修センター 機械電気棟 2階

イ 申込受付期間

令和4年11月11日(金)～令和4年11月18日(金)17時

ウ 受付方法

- ・ メール本文に、担当者の連絡先を記載し、受付期限までに「15 提出先・問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に送付してください。
- ・ 電子メールのタイトルは「【見学会希望】水道技術プロモーションハブにおける情報発信にかかる展示物募集」としてください。

- ・ 申込を受け付けた事業者には、令和4年11月21日（月）13時までには、当局から集合時間、集合場所をご連絡します
- ・ 受付期限を過ぎた申し込みは受け付けません。

13 選定に関する事項

(1) 製品・模型

製品・模型の選定については、当局内に設置する「大阪市水道局水道技術プロモーションハブ展示物選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、提出された出展申請書について、以下の選定方法で審査を行い、公平性・透明性を確保する観点から、外部有識者の意見を聴取の上、当局で出展者を決定します。

審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

<選定方法>

- ア 選定は、大阪市水道局内に設置する選定委員会において行います。
- イ 選定委員会では、応募事業者から提出された書類を対象に審査を行います。
- ウ 選定委員は、別紙-3に示す評価表に基づいて審査を行います。
- エ 選定委員の1人当たりの点数は100点です。
- オ 各委員の評価点を合計して、別紙-1に示す大カテゴリーごとに順位付けを行い、上位から順に所定の数の製品・模型を選定します。但し、各選定委員の評価点の平均が40点に満たない場合は選考対象に不十分として除外します。

<審査方法>

別紙-3の評価表に基づき採点を実施します。なお、採点結果において、同カテゴリーで複数の参加者が同点数で並んだ場合の順位付けは次の順序により行うこととします。

- ア 評価点の合計が同じ場合は評価表の①の合計点数を比較し、高いものから順位付けを行います。
- イ ①の点数が同点の場合はくじ引きにより決定します。
- ウ なお、各カテゴリーの応募状況を確認し、他のカテゴリーに空きがある場合は、応募が多かったカテゴリーの展示数を増やすなどの調整を行います。

(2) パネル用ポスター、閲覧用動画

パネル用ポスター、閲覧用動画については、選定手続きは行わず、単なる企業PRでないこと、募集テーマに合致することを当局で確認できたものについては、原則展示します。

(3) 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外するとともに、選定後に該当することが判明した場合は、選定を取り消します。

- ① 募集条件を満たさないことが判明したとき

- ② 詐欺その他不正な手段により選定通知を受けたとき
- ③ 当局の施設、備品又は物品等を毀損するおそれがあるとき
- ④ 設置者から撤去の申し出があったとき
- ⑤ その他、施設の管理上支障があるとき

(4) 選定結果の通知及び公表

製品・模型の選定結果は決定後速やかに、全ての参加者にメールにて選定結果通知書(様式2-1)を送付し、通知するとともに、当局ホームページで公表します。

また、パネル用ポスター及び閲覧用動画の確認結果についても、同様に、全ての参加者にメールにて確認結果通知書(様式2-2、2-3)を送付し、通知するとともに、当局ホームページで公表します。(通知予定：令和5年1月中旬)

14 選定後の手続き

選定された事業者については、出展に当たり、当局との間で協定書(別紙-4参照)を締結していただきます。

15 その他

(1) 申し込みに要する費用、条件等

- ① 申込書の作成に要する費用は、申込者の負担とします。
- ② 提出された申込書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。
- ③ すべての申込書は返却しません。
- ④ 提出された申込書は、審査・展示物選定の用以外に申込者に無断で使用しません。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- ⑤ 提出期限後の提出・差し替え等は認めません。
- ⑥ 参加申請後に大阪市水道局海外水ビジネスパートナー制度実施要項第8条に該当し、登録が抹消された場合は、申込書は無効とします。

(2) 設置完了後の協力

ア 展示物の説明について

海外水道関係者が来場した場合の製品・模型、パネル用ポスター、閲覧用動画の観覧は当局の管理者立ち合いのもと実施し、説明については、原則当局で実施しますが、事前に海外水道関係者から詳細説明の要望があった場合は出展者に説明を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

イ 当局が作成するプロモーションハブのPR動画について

展示コーナーの開設後に、プロモーションハブにおける情報発信について、海外に広くPRするため、広報資料（動画等）の作成を予定していますので、その際にご協力願います。

16 提出・問い合わせ先

- (1) 担当 大阪市水道局総務部連携推進課（広域連携・海外支援担当） 橋本・安田
- (2) 住所 〒559-8558 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟 9階
- (3) 電話番号/FAX番号 06-6616-5507/06-6616-5409
- (4) 電子メールアドレス：koiki@suido.city.osaka.jp
- (5) 受付時間：土日、祝日を除く9時30分～17時
(但し12時15分～13時を除く)